

令和2年12月17日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 鎌田

令和2年(行ケ)第2号 当選無効請求事件

口頭弁論終結日 令和2年11月5日

判 決

北海道砂川市東1条南13丁目1番10号

原 告 武 田 真

札幌市中央区北3条西6丁目

被 告 北 海 道 選 挙 管 理 委 員 会

同 代 表 者 委 員 長 水 城 義 幸

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 藤 田 美 津 夫

同 指 定 代 理 人 叶 野 公 司

同 八 柳 雅 仁

同 近 藤 久 史

同 鈴 木 広 志

北海道砂川市西3条北1丁目1番15号

同 補 助 参 加 人 高 田 浩 子

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 佐 藤 博 文

同 大 賀 浩 一

同 神 保 大 地

主 文

- 1 原告による平成31年4月21日執行の砂川市議会議員選挙における当選人高田浩子の当選の効力に関する審査の申立てに対し、被告が令和2年7月17日付けで行った原告の審査の申立てを棄却する旨の裁決を取り消す。
- 2 前項の選挙における当選人高田浩子の当選を無効とする。
- 3 訴訟費用のうち、補助参加によって生じた費用は被告補助参加人の負担とし、その余の費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

主文 1 項, 2 項と同旨

第 2 事 案 の 概 要

原告は, 平成 3 1 年 4 月 2 1 日執行の北海道砂川市議会議員選挙 (以下「本件選挙」という。) の選挙人, 候補者であった。被告補助参加人は, 本件選挙において当選人となった。原告は, 被告に対し, 被告補助参加人の当選の効力に関する審査を申し立て, 被告は, 令和 2 年 7 月 1 7 日付けで, これを棄却する旨の裁決を行った。

原告は, 被告補助参加人は本件選挙前引き続き 3 か月以上同市の区域内に住所を有しておらず (公職選挙法 9 条 2 項), 本件選挙における被選挙権を有していないから (同法 1 0 条 1 項 5 号), 被告補助参加人の当選は無効であると主張する。

本件は, 原告が, ①被告による上記裁決の取消しと, ②本件選挙における当選人被告補助参加人の当選を無効とすることを求める事案である。

1 前提事実 (争いがない事実並びに証拠及び弁論の全趣旨により容易に認めることができる事実)

(1) 当事者等

ア 原告は北海道砂川市の住民である。原告は本件選挙における候補者であった (甲 1)。

イ 被告補助参加人は本件選挙における候補者であった (甲 1)。

(2) 本件選挙

本件選挙は, 平成 3 1 年 4 月 2 1 日に執行された。その結果, 被告補助参加人等が当選人となった。

(3) 不服申立て

ア 原告は, 令和元年 5 月 7 日, 砂川市選挙管理委員会に対し, 本件選挙に

における被告補助参加人の当選の効力に関して異議を申し出た。砂川市選挙管理委員会は、同年6月14日、原告に対し、上記異議申出を棄却する旨の決定をした。

イ 原告は、令和元年6月17日、被告に対し、前記アの決定を取り消し、本件選挙における当選人被告補助参加人の当選を無効とする旨の裁決を求めて審査を申し立てた。被告は、令和2年7月17日、原告に対し、上記審査の申立てを棄却する旨の裁決をした。

ウ 原告は、同年8月12日、当裁判所に対し、本件訴えを提起した。

(4) 被告補助参加人の住所に関連する事実

ア 被告補助参加人は、平成30年12月3日、北海道砂川市役所に対し、同月1日に北海道深川市多度志所在の市営住宅(以下「前住所地」という。)から北海道砂川市空知太東1条3丁目3番15号所在のクリア砂川202号室(以下「本件住所地」という。)に転入した旨の、住民基本台帳法上の転入届を提出した(乙2)。

イ 被告補助参加人は、前記アの頃、郵便局に対し、北海道深川市4条5番地28号所在のセラノ108号室(以下「深川市のアパート」という。)を新住所として届け出た(乙1)。

ウ 深川市教育委員会は、平成31年3月頃、被告補助参加人名義による区域外就学申請書(以下「本件申請書」という。)の提出を受けた。本件申請書には、「住民登録居住地」欄に本件住所地、「現住所地」欄に深川市のアパート、「就学希望期間」欄に同年4月1日～令和2年3月31日、「理由」欄に「保護者(申請者)高田浩子が勤務地変更により、砂川市へ転居。」「深川市内(現住所地)に私(保護者)と子の生活拠点を置き、現在通学する同校への就学の継続をお願いします。」といった記載がある。

(甲19資料29, 乙4)

2 争点

被告補助参加人は平成31年1月21日～同年4月21日の間（以下「本件期間」という。）本件住所地に住所（公職選挙法10条1項5号，9条2項）を有していたか。

3 当事者の主張

（被告）

- (1) 被告補助参加人は，平成30年12月20日から，本件住所地における生活を開始した。
- (2) 被告補助参加人は，本件期間中，次のとおり，本件住所地を生活の本拠として活動した。

すなわち，被告補助参加人は，社会福祉法人多度志保育会が保有する北海道深川市所在の施設において勤務していたが，平成30年12月以降，勤務日数は減少した。他方，被告補助参加人は，本件選挙の期日まで連日，北海道砂川市内において，政治活動や，日本共産党砂川市委員会の委員として相談活動等を行っていた。

- (3) （後記（原告）(3)に対し）原告が主張する各事情は，上記(2)と矛盾しない。

ア 電気・水道・ガス（LPガス，プロパンガスのこと。以下同じ。）・灯油の使用状況

- (ア) 被告補助参加人は，離婚前に元夫から電気・ガス等は無駄遣いしているとして暴力等を受ける被害に遭い，節制する生活習慣が身に付いていた。

被告補助参加人が長期間の京都旅行をし，外食や温泉を利用し，複数のアパートを賃借したことによる支出は，被告補助参加人及びその二女・四女にとって必要であり，普段の生活において節制することと矛盾しない。複数のアパートを賃借したのは，四女が，北海道深川市内の中学校に登校しなくなっていたものの，保健教員との信頼関係により不定

期ながら通学している状況にあったため、中学校の教員から、通学先を変えない方が良いとの助言を得たことに加え、四女が、中学校進学後、被告補助参加人に対して暴力を振るうようになり、被告補助参加人の適応障害の治療に当たる主治医から、四女と起居を共にするのは避けるべきであるとの助言を得たことによる。

(イ) 被告補助参加人は、選挙に向けた活動をしていたため、本件住所地を不在にすることが多かった。

(ウ) 電気使用量に関し、本件住所地に洗濯機、冷蔵庫、レンジ、炊飯器、テレビ等の家電製品を備え付けておらず、照明器具もLEDスタンドライト等を使用していた。

(エ) 水道使用量に関し、入浴については、本件住所地で入浴する場合は少量のお湯で済ませ、勤務先（西英寺）で入浴したり、温泉に行くこともあった。洗濯については、本件住所地の浴槽に少量のお湯を張って行った。排泄については、買物の際にするなどして本件住所地のトイレを使用しないようにしていた。なお、検針値が零立方メートルであっても、水道使用量が1立方メートルに満たないことを示すにすぎず、水道を全く使用していないとは限らない。

(オ) ガス使用量に関し、朝食は勤務先（西英寺）や支援者からもらった物で済ませた。昼食は日本共産党砂川市委員会の事務所や外食で済ませることが多かった。夕食は基本的に摂らず、勤務先（西英寺）で済ませたり、二女・四女との外食で済ませることもあった。

(カ) 灯油使用量に関し、日当たりの良好な場所で生活し、厚着をしたり、布団を被ったりして寒さに対応していた。

イ 深川市のアパートを生活の本拠としていないこと

二女・四女が深川市のアパートにおいて生活していたのは、前記ア(ア)のような必要性があったことに加え、二女が京都の龍谷大学大学院に在籍

していたものの、平成30年12月～平成31年3月の期間は時間的余裕があり四女と共に生活してその世話をすることができ、二女が四女の世話をすることができないときは、北海道赤平市に居住する被告補助参加人の弟夫婦が四女の世話をしてくれていたからである。被告補助参加人が、二女・四女と共に深川市のアパートにおいて生活していたといえるような事情はない。

ウ 本件申請書

本件申請書は被告補助参加人の弟が深川市教育委員会事務局職員と協議して作成した。したがって、本件申請書に被告補助参加人の現住所地在深川市のアパートでありそこが生活拠点である旨の記載があっても、被告補助参加人の生活の本拠が深川市のアパートであるとはいえない。

エ 肩書住所地への転居

被告補助参加人が本件選挙後に他の住居に転居したとしても、また、本件住所地に長期の滞在を予定していなかったとしても、本件期間中、本件住所地在生活の本拠であったことを否定する理由にはならない。

(被告補助参加人)

被告の主張を援用する。

(原告)

(1) (前記(被告)(1)に対し)否認する。

(2) (前記(被告)(2)に対し)否認し、争う。被告補助参加人は、本件住所地在生活の本拠として活動したとはいえない。

すなわち、被告補助参加人は、勤務日数は減少したものの、北海道深川市所在の施設での勤務を継続していた。被告補助参加人の北海道砂川市内における政治活動等を裏付けるのに十分な資料はない。そもそも、同市における活動日数が増加したことをもって直ちに生活の本拠が同市に移ったということもできない。

(3) 次のとおり、被告補助参加人は本件住所地を生活の本拠としていない。

ア 電気・水道・ガス・灯油の使用状況

本件住所地における平成31年1月～同年4月の水道・灯油の使用量はほとんどなく、電気・ガスの使用量はごく少量であった。1月～4月という厳冬期に、電気・水道・ガス・灯油を上記の程度しか使用しないという生活は、不自然である。これに対し、深川市のアパートにおけるこれらの使用量には、不自然な点は見られない。

被告は、本件住所地におけるこれらの使用量が少ないのは被告補助参加人が節制に努めていたからであり、本件住所地が生活の本拠であることと矛盾しないと主張する（前記（被告）(3)ア(7)）。しかし、被告補助参加人は、長期間の京都旅行、外食、温泉の利用、複数の建物賃貸借契約の締結といったことをしており、これは節制と相いれない。被告は、本件住所地で節制をして生活をしたのではなく、本件住所地に住んでいなかったにすぎない。

イ 深川市のアパートに生活の本拠があったこと

被告補助参加人は、本件住所地に洗濯機、冷蔵庫、レンジ、炊飯器及びテレビ等の家電製品を備え付けなかったのに対し、深川市のアパートには家電等を備え付けていた。

被告補助参加人は、その陳述によれば、平成31年1月以後も、週に一度は北海道深川市所在の施設で勤務し、その度に深川市のアパートに寄って子らの様子を見ていた。被告補助参加人は、四女の親権者であり、四女が旭川市内の病院に通院する際、付添いをする必要があった。

他方、被告補助参加人の担当医の助言（四女と起居を共にするのは避けるべき）や被告補助参加人の弟夫婦が四女の世話をしていたことを裏付ける資料はない。

これらの点を踏まえると、被告補助参加人は、本件期間中、家族（子ら）

とともに生活していたということができ、生活の本拠は深川市のアパートにあった。

ウ 本件申請書

本件申請書は四女の就学に重大な影響があり、親権者である被告補助参加人が作成している。仮に被告補助参加人の弟が代理人として作成したとしても、被告補助参加人から詳細な情報の提供を受けている。被告補助参加人は、その弟が住職を務める西英寺に勤務していた。その際に、弟と本件申請書の内容等について協議する機会があった。

被告補助参加人は、政党機関紙や日本共産党砂川後援会ニュースにおいて四女と同居している旨公言しており、本件申請書の内容に合致している。

エ 肩書住所地への転居

被告補助参加人は、本件選挙後わずかの令和元年末頃、北海道砂川市西3条所在の一戸建て住宅（肩書住所地）に転居した。本件住所地は、生活の本拠を定めるまでの一時的な滞在場所にすぎず、せいぜい居所にとどまり、長期の滞在予定はなかった。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前提事実、証拠（括弧内に対応する証拠を掲げる。）及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

(1) 前住所地からの転居

ア 前住所地での生活状況

被告補助参加人は、平成30年11月頃まで、北海道深川市多度志所在の市営住宅（前住所地）において、四女（当時中学2年生）と共に生活していた。住民票上、被告補助参加人及び四女のほか、二女が同一世帯を構成していた。二女は、同年4月、京都の大学院に入学し、そこで生活していた。（甲19資料2，乙2）

イ 本件選挙に向けた動き

被告補助参加人は、平成30年11月頃、日本共産党砂川市委員会との間で、被告補助参加人が日本共産党に所属する者として本件選挙における候補者となることについて協議をし、本件選挙の被選挙権を取得するため、北海道砂川市に転入することにした（甲1、乙1、3）。

ウ 転入届

被告補助参加人は、平成30年12月3日、北海道砂川市役所に対し、同月1日に北海道深川市所在の前住所地から北海道砂川市所在の本件住所地に、二女及び四女と共に転入した旨の転入届を提出した（前提事実(4)ア）。

エ 転送届

被告補助参加人は、上記ウの頃、郵便局に対し、北海道深川市所在の深川市のアパートを新住所として届け出た（前提事実(4)イ）。

(2) 深川市のアパートでの生活状況

ア 賃貸借契約

被告補助参加人は、平成30年11月8日、契約期間（入居開始可能日）を同月23日～令和2年11月22日として、深川市のアパートを賃借する旨の契約を締結した（甲19資料3）。同契約に際し、駐車場の利用について契約をした（乙2）。

イ 家電製品

被告補助参加人は、平成31年2月に洗濯機を、同年3月に冷蔵庫を各購入して、それぞれ深川市のアパートに備え付けた（乙2）。

ウ 水道光熱費

深川市のアパートにおける電気、水道、ガス、灯油の使用量等は、別紙水道光熱費一覧表記載1のとおりであった。

エ 子の生活状況

四女は、本件期間中、深川市のアパートで生活し、前住所地から通っていた中学校に引き続き通学した（甲19資料29、乙4）。

(3) 本件住所地での生活状況

ア 賃貸借契約

被告補助参加人は、平成30年12月6日、契約期間を同月20日～令和2年12月19日として、本件住所地（木造2階建て建物の2階）を賃借する旨の契約を締結した（甲19資料1）。

イ 家電製品

被告補助参加人は、本件住所地に、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器、テレビ等の電化製品を備え付けなかった（乙2）。

ウ 水道光熱費

本件住所地における電気、水道、ガス、灯油の使用量等は、別紙水道光熱費一覧表記載2のとおりであった。

(4) 肩書住所地への転居

被告補助参加人は、令和元年12月頃、北海道砂川市西3条北1丁目所在の肩書住所地に転居した。

(5) 区域外就学申請書（本件申請書）

深川市教育委員会は、平成31年3月頃、本件申請書の提出を受けた（前提事実(4)ウ）。

(6) 広報

被告補助参加人は、平成31年4月14日、日本共産党が管理している「しんぶん赤旗電子版」や、日本共産党砂川後援会が同日頃に発行した「後援会ニュース」において、「4人の娘を持つシングルマザー。上3人の娘は独立し、中学生の4女と暮らしています。」と自己紹介した（甲6、24）。

(7) 統計データ等

ア ガス

財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターによる平成18年度プロパンガス消費実態調査において、北海道の1世帯当たり家庭用プロパンガス月平均使用量は4.0立方メートルであった(甲28の2)。

イ 灯油

財団法人日本エネルギー経済研究所石油情報センターによる平成18年度灯油消費実態調査において、同年4月～平成19年3月の北海道の1世帯当たり家庭用灯油月平均使用量は144.5リットルであり、年間使用量が100リットル未満の世帯は存しなかった(甲28の1)。

ウ 気温

北海道滝川市は、北海道深川市及び北海道砂川市に隣接しており、平成31年の気温は、次のとおりであった(甲29)。

	平均気温 (°C)	最高気温 (°C)	最低気温 (°C)
1月	-6.3	3.7	-21.8
2月	-5.5	4.1	-20
3月	-0.4	8.6	-12
4月	5.4	23.1	-6.6

2 検討

- (1) 「住所」(公職選挙法10条1項5号、9条2項)とは、生活の本拠、すなわち、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指す。一定の場所がある者の住所であるか否かは、客観的に生活の本拠たる実体を具備しているか否かにより決すべきである(最高裁昭和29年10月20日大法廷判決・民集8巻10号1907頁、最高裁昭和32年9月13日第二小法廷判決・裁判集民事27号801頁、最高裁昭和35年3月22日第三小法廷判決・民集14巻4号551頁参照)。
- (2) 前記認定事実によれば、被告補助参加人による前住所地からの転居に関する事情として、次のように整理することができる。

ア 転居の理由

被告補助参加人が前住所地から転居したのは、本件選挙における被選挙権を取得することが目的であった。そのため、前住所地からの転入先を、北海道砂川市所在の本件住所地とする必要があった。

イ 転送届における転送先

被告補助参加人は、前住所地からの転居に際して、郵便局に対し、深川市のアパートを新住所として届け出た。

ウ 四女の生活場所

前住所地において被告補助参加人と同居していた四女は、本件期間中、深川市のアパートで生活し、転居前と同じ中学校に引き続き通学していた。

エ 本件申請書の記載

本件申請書は、被告補助参加人が作成名義人であり、被告補助参加人は、勤務地が変更したため住民登録地を北海道砂川市所在の本件住所地とするものの、生活の拠点は四女が居住する深川市のアパートである旨記載されていた。

オ 広報における自己紹介の内容

被告補助参加人は、平成31年4月14日頃、日本共産党やその後援会が管理・発行する広報において、四女と共に生活している旨の自己紹介をした。

カ 家電製品の備付状況

被告補助参加人は、本件期間中、深川市のアパートには洗濯機・冷蔵庫を備え付けたが、本件住所地には備え付けなかった。

キ 電気の使用状況

本件期間中、本件住所地において、別紙水道光熱費一覧表記載2のとおり、電気が使用されており、その量は、深川市のアパートにおける使用量（別紙水道光熱費一覧表記載1）と比較すると、平成31年2月は24パ

一セント程度，同年3月は4.6パーセント程度，同年4月は7.9パーセント程度であった。

ク 水道の使用状況

本件期間中，本件住所地において，別紙水道光熱費一覧表記載2のとおり，水道が使用され，又は支払額が発生した。平成31年3月5日までの間，供給契約が締結されていたと認められるものの，実際に使用した日があるのか，あるとしてその使用量がどの程度であったのかは不明である（ただし，使用したとしても，1か月当たりの使用量は1立方メートル未満である。）。同月6日以降は，水道の使用が確認できない日が47日間のうち15日あり，確認できる32日間のうちでも，1日当たりの使用量が1.1リットル以下の日が10日あった（したがって，1日当たりの使用量が1.1リットル以下の日が47日間のうち半数を超えることになる。）。

他方，深川市のアパートにおける水道使用量（別紙水道光熱費一覧表記載1）は，平成31年1月～同年3月につき，1か月当たり5000リットル～7000リットル（1日当たり約160リットル～約230リットル）であった。

ケ ガスの使用状況

本件期間中，本件住所地において，別紙水道光熱費一覧表記載2のとおり，ガスが使用され，又は支払額が発生しており，その量は，深川市のアパートにおける使用量（別紙水道光熱費一覧表記載1）と比較すると，平成31年1月は零パーセント（深川市のアパート2.1立方メートルに対して本件住所地零立方メートル），同年3月は10パーセント程度（深川市のアパート5.6立方メートルに対して本件住所地0.4立方メートル）であった。

なお，平成18年度にされたプロパンガスの消費実態調査において，北海道の1世帯当たり家庭用プロパンガス月平均使用量は4.0立方メートル

ルであった。

コ 灯油の使用状況

本件期間中、本件住所地において、別紙水道光熱費一覧表記載2のとおり、灯油が使用されており、その量は、深川市のアパートにおける使用量（別紙水道光熱費一覧表記載1）と比較すると、平成31年1月は2パーセント程度（深川市のアパート32.1リットルに対して本件住所地0.7リットル）、同年3月も2パーセント程度（深川市のアパート29.0リットルに対して本件住所地0.7リットル）であった。

なお、平成18年度にされた灯油の消費実態調査において、北海道の1世帯当たり家庭用灯油月平均使用量は144.5リットルであり、年間使用量が100リットル未満の世帯は存しなかった。ちなみに、深川市のアパートにおける上記使用量の平均を基に年間使用量を推計すると366.6リットル（ $= (32.10 + 29.00) \div 2 \text{月} \times 12 \text{月}$ ）、本件住所地における上記使用量の平均を基に年間使用量を推計すると8.4リットル（ $= (0.70 + 0.70) \div 2 \text{月} \times 12 \text{月}$ ）となる。

上記ア～コの諸事情を考慮すると、被告補助参加人は、本件住所地进行を一定程度利用していたといえる。しかし、もともと本件住所地进行は、本件選挙における被選挙権を取得するため、転入先として定める必要性に基づき賃借した場所であった。そして、中学生の四女は、前住所地で被告補助参加人と同居しており、本件期間中、深川市のアパートで生活していた。被告補助参加人も、そこでの生活を中心にしていたため、電気・水道・ガス・灯油の使用量は深川市のアパートにおけるものが本件住所地进行におけるそれを大きく上回っていたし、本件申請書や広報における自己紹介において、四女と共に深川市のアパートにおいて生活している旨を記載したと認められる。

したがって、本件期間中、客観的に、被告補助参加人の生活の本拠たる実体を具備していたのが本件住所地进行であったとは認められない。かえって、深

川市のアパートであったと認められる。

- (3) 被告は前記第2の3（被告）のとおり主張し、被告補助参加人は被告の主張を援用する。しかし、次の諸事情に照らすと、被告の上記主張は、前記(2)の判断を左右しない。

ア 被告補助参加人の活動状況（前記第2の3（被告）(2)）

被告は、被告補助参加人は平成30年12月以降、それ以前から勤務していた北海道深川市所在の施設での勤務日数が減少し、その分、北海道砂川市内における活動量が増加したと主張する。

この主張事実を前提としても、北海道深川市と北海道砂川市は、北海道滝川市を挟んだ近隣に所在し、自動車による移動が容易な距離関係にある。被告補助参加人は、深川市のアパートに関して駐車場利用の契約をし、砂川市選挙管理委員会に対しガソリン使用に係る領収書を提出しており（甲16，甲19資料12～17）、自動車を利用していると推認でき、深川市のアパートから北海道砂川市に自動車で移動して活動することができる。活動量の一部について、活動地域が北海道深川市から北海道砂川市に移ったからといって、生活の本拠が北海道砂川市に移ったとはいえない。

イ 電気・水道・ガス・灯油の使用状況（前記第2の3（被告）(3)ア）

被告が主張する事実は、本件住所地における電気・水道・ガス・灯油の使用量が少ないことと整合する事実といえるが、いずれも反対尋問を経ない被告補助参加人の供述に基づく。被告が主張する事実を裏付ける資料は提出されておらず、被告が主張する事実（(ア)のうち被告補助参加人が節約した生活を送っていた事実及び(ウ)のうち家電製品を備え付けていない事実を除く。）を認めるに足りる証拠があるとはいえない。

被告が主張する事実が認められるとしても、本件住所地におけるこれらの使用量が、深川市のアパートにおけるこれらの使用量と比較して相当少ないことは、本件住所地が生活の中心ではないことを推測させる有力な事

情の一つである。深川市のアパートにおける灯油の年間使用量推計値366.6リットルが、前記1(7)イの調査結果の、北海道の家庭用灯油使用量区分別世帯割合において、使用量の少ない方から数えて3.9パーセントの割合に属する少なさであることから(甲28の1)、深川市のアパートにおいて節約した生活が送られていたと認められ、被告補助参加人が節約した生活を送るようにしていたことが認められるが、本件住所地における灯油の年間使用量推計値8.4リットルに比べて深川市のアパートにおける灯油の使用量が相当多いことには変わりはなく、このことが、本件住所地が被告補助参加人の生活の中心ではないことを推測させることは否定できない。

また、本件住所地を不在にすることが多かった((イ))、本件住所地に家電製品を備え付けていなかった((ウ))、本件住所地では入浴や排泄をしないようにしていた((エ))、本件住所地で調理をすることはなかった((オ))、といった被告の主張事実は、むしろ、本件住所地が生活の本拠ではないとの評価に馴染む。

ウ 深川市のアパートを生活の本拠としていないこと(前記第2の3(被告)(3)イ)

二女が深川市のアパートで生活していたこと、北海道赤平市に居住する被告補助参加人の弟夫婦が四女の世話をしていたことを認めるに足りる証拠はない。

エ 本件申請書(前記第2の3(被告)(3)ウ)

本件申請書は被告補助参加人が作成名義人である。被告補助参加人の弟が実際の作成・提出を担当したとしても、被告補助参加人にその内容の是非を全く確認しないまま作成・提出したとは考え難い。被告補助参加人は、弟が住職を務める西英寺において1か月に3回～4回勤務していたから(乙1, 2)、弟が被告補助参加人と対面してやりとりをする機会はある

たとえられる。そのほか、電話やメール等で連絡を取り合うことも考えられる。被告補助参加人が本件申請書の作成に全く関与していない旨の被告の主張は採用できない。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は理由があるから認容すべきである。
よって、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 富 田 一 彦

裁判官 高 木 健 司

裁判官 宮 崎 純 一 郎

水道光熱費一覧表

1 深川市のアパート

(1) 電気(甲19資料18~21)

請求年月分	使用期間	使用量(kWh)	請求額(円)
H30.12	H30.11.23~H30.12.15	36	1,448
H31.1	H30.12.16~H31.1.15	不明	不明
H31.2	H31.1.16~H31.2.18	55	2,124
H31.3	H31.2.19~H31.3.15	48	1,935
H31.4	H31.3.16~H31.4.15	39	1,681

(2) 水道(甲19資料22~24)

請求年月分	使用期間	使用量(m ³)	請求額(円)
H31.1	H30.12.7~H31.1.6	5	1,317
H31.2	H31.1.7~H31.2.6	7	1,317
H31.3	H31.2.7~H31.3.6	7	1,317

(3) ガス(甲19資料25~27)

請求年月分	使用期間	使用量(m ³)	支払額(円)
H30.12	H30.11.23~H30.12.14	4.4	5,126
H31.1	H30.12.15~H31.1.15	2.1	3,371
H31.2	H31.1.16~H31.2.14	不明	不明
H31.3	H31.2.15~H31.3.14	5.6	6,363

(4) 灯油(甲19資料25~27)

請求年月分	使用期間	使用量(ℓ)	支払額(円)
H30.12	H30.11.23~H30.12.14	30.9	3,136
H31.1	H30.12.15~H31.1.15	32.1	3,067
H31.2	H31.1.16~H31.2.14	不明	不明
H31.3	H31.2.15~H31.3.14	29.0	2,833

2 本件住所地

(1) 電気(甲19資料4~6, 36, 甲23)

請求年月分	使用期間	使用量(kWh)	請求額(円)
H31.1	H30.12.20~H31.1.6	6	522
H31.2	H31.1.7~H31.2.4	13	1,012
H31.3	H31.2.5~H31.3.5	22	1,249
H31.4	H31.3.6~H31.4.3	31	1,473
R1.5	H31.4.4~R1.5.7	20	1,179

(2) 水道(甲19資料7~10)

請求年月分	使用期間	使用量(m ³)	支払額(円)
H31.1	H30.12.20~H31.1.14	0	1,460
H31.2	H31.1.15~H31.2.14	0	1,460
H31.3	H31.2.15~H31.3.14	0	1,460
H31.4	H31.3.15~H31.4.14	1	不明
R1.5	H31.4.15~R1.5.8	0	不明

なお、水道のメーターの表示は、H31.3.6が40.8834m³、H31.4.21が42.3440m³であった(差は1.4606m³であり、平均すると1日当たり0.031m³≒3ℓ(1.4606m³÷47日。小数点第4位以下切捨て。)となる。)。この間で、1日当たりの使用量が最も多い日の使用量は0.1371m³≒137.1ℓであり、水道の使用が確認できない日が15日、使用量が0.011m³≒11ℓ以下の日が25日あった。

(3) ガス(甲19資料11, 37)

請求年月分	使用期間	使用量(m ³)	支払額(円)
H31.1	H30.12.20~H31.1.20	0.0	2,484
H31.2	H31.1.21~H31.2.20	0.4	2,813
H31.3	H31.2.21~H31.3.20	0.4	2,811
H31.4	H31.3.21~H31.4.20	1.0	3,310

(4) 灯油(甲19資料11, 37)

請求年月分	使用期間	使用量(ℓ)	支払額(円)
H31.1	H30.12.20~H31.1.20	0.7	72
H31.2	H31.1.21~H31.2.20	0.3	30
H31.3	H31.2.21~H31.3.20	0.7	75
H31.4	H31.3.21~H31.4.20	0.0	0

これは正本である。

令和2年12月17日

札幌高等裁判所第3民事部

裁判所書記官 鎌田芳樹